

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
大阪府相談支援従事者研修 補講規程

研修の一部を遅刻・早退等により未受講となった場合において、当協会がやむを得ない理由であると判断し、かつ所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者に対し、未受講の科目について補講を行うことができる。ただし、補講実施日は当協会が指定する日とする。

1. 遅刻・早退等について

- ① 各科目10分以上の遅刻・早退等があった場合は未受講とする。
- ② 受講中10分以上の離席、及び10分未満であっても複数回の離席は上記と同等の扱いとする。

ただし、当協会がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

2. 科目数等の考え方について

- ① 各講義科目については1科目と数える。但し、120分を超える講義については2科目と数える。また、演習については、2日間で5科目とする。
- ② 初任者研修5日課程において、演習は2日間で行うため、どちらか1日でも遅刻・早退等があった場合は、演習全日程の補講が必要となる。

3. 補講手続きについて

- ① 遅刻・早退等が、やむを得ない理由である場合については、受講者は下記のア、イおよびウの書類を提出し、補講の実施を求めることができる。
 - ア 補講申出書
 - イ 補講理由書（研修申し込み時の推薦法人または事業所代表者によるもの）
 - ウ やむを得ない理由を証明する第三者の証明書等
- ② 補講手続きは、通常の研修修了日より10日以内を期限とする。
- ③ 上記書類等の提出がない、或いはやむを得ない理由がないと判断した場合は、補講を行わない。

4. 補講方法について

(1) 補講

- ① 講義科目に関する補講については、これを行う。
補講は、初任者研修（2日課程・5日課程）、現任研修のいずれの講義科目についても、当該研修最終日から平成31年3月31日までに、当協会が定めた日時・場

所において、視聴覚教材を用いた補講を実施する。

- ② 演習科目に関する補講については、これを行わない。

(2) 修了状況証明書

- ① 初任者研修（2日課程・5日課程）においては、やむを得ず補講を受講できなかった者に対する修了状況証明書は、これを発行しない。
- ② 現任研修の補講受講対象者のうち、やむを得ず補講を受講できなかった者に対する修了状況証明書は、これを発行する。

この修了状況証明書は、当協会のあと平成31年3月31日までに実施される大阪府社会福祉事業団の現任研修においてのみ有効となる。

5. 補講の料金について

- ① 当協会所定の補講料を徴収する。
- ② 補講の料金は、当協会が指定した期日までに銀行口座に振り込むこととする。なお、現金での取り扱いは一切しない。
- ③ 一度振り込みのあった補講の料金については、いかなる理由があっても返金しない。

附則1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。